

**(仮称) 一宮地区複合的福祉サービス拠点建設事業
施設の愛称募集要項**

笛吹市社会福祉協議会は「こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、住み慣れた地域において、誰もが分け隔てなく支え合う、共生型社会の構築を推進しています。

平成28年に厚生労働省が「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」を発出しました。

これに基づき、一宮町竹原田区内において、高齢者・障がい者の福祉サービスの提供と住民の方の参加を得た地域福祉の拠点となる施設を建設し、共生型の多世代交流と多機能の福祉拠点による地域づくりに取り組みます。

つきましては、地域住民の皆様にご親しまれ、末永く愛される施設になりますよう、下記の通り施設の愛称を募集します。

令和元年5月14日

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
会 長 早 河 正 弘

1. 施設の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 場 所 | 山梨県笛吹市一宮町竹原田字上大日町40番、41番1、42番1 |
| (2) 敷地面積 | 3,076㎡ |
| (3) 建物概要 | 構造規模：木造 地上2階建 約991㎡
建物用途：通所介護、障害者就労継続支援B型、障害者生活介護 |
| (4) 開所予定 | 令和2年4月 |

2. 事業内容

(1) デイサービス(通所介護事業所)

① 事業概要

- ・介護保険の認定を受けた方が、食事・入浴などの支援や、生活機能向上のための機能訓練を受けられるサービスです。サービスを受ける高齢者の社会的な孤独感の解消、また、家族が介護疲れを軽減していただく目的もあります。
- ・送迎、看護師による健康チェック、昼食の提供、レクリエーション、創作活動などの機能訓練の他、個別の運動機能向上、口腔機能向上などを行います。
- ・地域の方々との交流の機会や、福祉教育の場、ボランティアの受け入れ等も行います。
- ・複合施設の特徴を活かし障がいの方々とは随時交流の機会を作っていきます。

② 利用者(対象者)

- ・定員は39名です。
- ・介護保険の認定を受けた要支援または要介護1～5の認定を受けている在宅の高齢者が対象です。重度な寝たきりの方等もお引き受けできるように設備を整え、専門職員も配置します。

③利用時間

- ・営業日は月曜日から土曜日及び祝祭日、但し5月5日及び年末年始の12月31日～1月3日は休みです。
- ・営業時間は午前8時30分～午後5時30分、サービス提供時間は午前9時15分～午後4時30分です。

(2)障害者就労継続支援B型・障害者生活介護

①事業概要

- ・障がいのある人が、障がいの程度に関わらず、必要な専門的支援を受けることによってそれぞれの役割を持ち、経済的自立も含めた自立ができるように支援することを目的としています。
- ・障害者就労継続支援B型では、通常の事業所（会社）に雇用されるのが困難な障がいのある人に対して、通所で生産活動、その他の活動の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
- ・障害者生活介護では、障がいのある人に対して、通所で入浴や排泄及び食事等の介護、創作的または生産的活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力の向上のための支援を行います。

②利用者(対象者)

- ・障害者就労継続支援B型は定員20名、障害者生活介護は定員12名です。
- ・障がい者手帳、または医師の診断書等により、障がいのあることが明らかであり、市町村がサービスの利用を認めた人が対象となります。

③利用時間

- ・営業日は月曜日から金曜日、祝日及び年末年始の12月29日～1月3日は休みです。
- ・営業時間は午前8時30分～午後5時15分、サービス提供時間は午前9時～午後3時30分です。

3. 応募方法

(1)応募資格

どなたでもご応募いただけます。ただし、お一人様1点を限度とします。

(2)応募期間

令和元年5月14日(火)～6月10日(月)必着

(3)応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入の上、下記宛先に郵送、FAX、電子メール又は最寄の事業所へ持参及びQRコードから応募してください。

【応募先】

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 本所

住 所：〒406-0822 山梨県笛吹市八代町南 917

電 話：055-265-5182 FAX：055-265-5183

ホームページ：<http://www.fuefuki-shakyo.or.jp>

メール：f-ichinomiya@fuefuki-shakyo.sakura.ne.jp

4. 注意事項

- (1) 愛称は、自作、未発表のもので、他者の権利を侵害していないものとします。
- (2) 愛称の著作権等に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任とします。
- (3) 愛称は一部修正することもあります。
- (4) ハンドルネーム、偽名など、本名以外での応募はご遠慮願います。
- (5) 愛称の著作権等全ての権利は当会に帰属するものとします。
- (6) 応募に際しての全ての費用は応募者の負担となります。
- (7) 応募用紙は返却しません。
- (8) 次の事項に該当するものは不可とします。
 - ①公序良俗に反する意味が含まれているもの又は誤解を生じさせるもの。
 - ②山梨県内の既存の施設と同じ又は著しく類似したもの。
 - ③記号やアルファベットなどの外国語の文字が含まれているもの。
 - ④難しい漢字や当て字が含まれるなど、判読が困難なもの。

5. 審査

(1) 審査の方法

当会理事会において審査を行い、愛称を決定します。

(2) 審査の視点

次に掲げる事項の視点をもって審査します。

- ① 共生型の多世代交流と多機能の福祉拠点を連想しやすいこと。
- ② 住民に対してアピール度が高く、親しみやすい名前であること。
- ③ 類似事例が無いこと。
- ④ その他、特に審査委員が評価する視点。

6. 採用

- (1) 採用された愛称の制作者（以下「採用者」といいます。）が複数いる場合、原則として、抽選で採用者を決定します。
- (2) 採用者には、1万円の商品券を贈呈します。
- (3) 採用決定後、盗作など本要項及び公序良俗に反する行為が発覚した場合には、採用を取り消す場合があります。

7. 結果発表

審査結果は採用者に通知するとともに、当会ホームページ等で発表します。不採用となった場合には通知されませんので、予めご了承ください。

8. 個人情報の取り扱いについて、他

- ・ 応募者の個人情報は、愛称募集に関する事務以外には使用いたしません。
- ・ 採用者の氏名は結果発表の際に公表させていただきます。
- ・ 本件への応募をもって、実施要綱のすべての事項に同意したものとさせていただきます。

以上